

○京都府立大学放射線障害予防規程

(平成20年京都府立大学規程第15号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 組織及び職務（第6条－第13条）
- 第3章 管理区域（第14条・第15条）
- 第4章 施設の維持及び管理（第16条・第17条）
- 第5章 使用（第18条・第19条）
- 第6章 受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄（第20条－第24条）
- 第7章 測定（第25条－第27条）
- 第8章 健康診断（第28条・第29条）
- 第9章 教育及び訓練（第30条）
- 第10章 記帳及び記録の保管（第31条）
- 第11章 報告等（第32条－第35条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）及び電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）の規定に基づき、京都府立大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素により汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、もって放射線障害の発生を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の放射性同位元素共同実験室に立ち入る者及び維持管理の業務を行う者すべてに適用する。

- 2 本学以外の事業所において、法の定める管理区域に立ち入り、作業を行う者に対する健康診断、被ばく量管理並びに教育及び訓練は、本規程の各条項により行う。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素（以下「R I」という。） 法第2条第2項の規定による放射性同位元素
- (2) 非密封R I 密封されていない放射性同位元素
- (3) 共同実験室 第10条第1項に定める放射性同位元素共同実験室
- (4) 管理区域 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「法施行規則」という。）第1条1号の規定により学長が定める区域
- (5) 主任者 第7条の規定により選任された法第34条の規定による放射線取扱主任者
- (6) 業務従事者 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、業務従事者として登録された者
- (7) 放射性廃棄物 放射性同位元素により汚染された廃棄物
- (8) R I作業室 第2号に定める非密封R Iの使用又は詰替えをする室（運用基準等の制定）

第4条 学長は、法及び電離則並びにこの規程に定める事項を実施するために、次に掲げる事項の運用基準等を定めるものとする。

- (1) 第11条第1項に定める放射線障害予防小委員会
 - (2) 第10条第2項に定める共同実験室運営委員会
 - (3) 共同実験室の維持管理
 - (4) 共同実験室の使用及び放射性同位元素等の取扱い
 - (5) 場所に関する測定
- （厳守等の義務）

第5条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、主任者が放射線障害の防止のために行う指示を厳守し、その指示に従わなければならない。

2 学長は、第10条第2項に定める共同実験室運営委員会が法及び電離則並びにこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

（組織）

第6条 本学における放射線障害予防のための体制は、別表第1のとおりとする。
（主任者等の選任）

第7条 学長は、放射線障害の発生の防止について監督を行わせるため、第一種放射線取扱主任者免状を有する専任教員の中から、第10条第2項に定める共同実験室運営委員会の推薦により、主任者及び放射線取扱副主任者（以下「副主任者」という。）をそれぞれ少なくとも1名選任するものとする。

- 2 学長は、主任者に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、原子力規制委員会の登録を受けた者が行う主任者の資質の向上を図るための講習（以下「定期講習」という。）を受けさせなければならない。
 - (1) 主任者に選任後1年以内（主任者に選任される前1年以内に定期講習を受けた者を除く。）
 - (2) 主任者（前号に掲げる者を除く。）にあっては、前回の定期講習を受けた日から3年以内
- 3 主任者が旅行又は事故等によりその職務を行うことができないときは、副主任者がその職務を代行する。
- 4 前項において、主任者がその職務を行うことのできない期間が30日以上にわたる場合は、代行を命じた日から30日以内に、所定の代理者選任届を原子力規制委員会に提出しなければならない。
（主任者の職務）

第8条 主任者は、本学における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改正への参画
- (2) 放射線障害の防止上重要な計画への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 学長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線障害予防小委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項
（施設営繕担当者）

第9条 放射性同位元素等を取り扱う施設（以下「R I施設」という。）の営繕を行わせるため、管理課施設管理担当にR I施設営繕担当者を置く。

- 2 R I施設営繕担当者は、管理課長が指名する。
（放射性同位元素共同実験室）

第10条 放射性同位元素の学内共同利用施設として本学に放射性同位元素共同実験室（以下「共同実験室」という。）を置く。

- 2 共同実験室の円滑な運営を図るため、共同実験室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 生命環境科学研究科長

- (2) 主任者及び副主任者
 - (3) 共同実験室長（以下「室長」という。）
 - (4) 生命環境科学研究科から選出された1名の教員
- 3 委員長は、前項第1号の委員を充てる。
 - 4 室長は、運営委員会の推薦により学長が任命する。
 - 5 室長は、運営委員会の議に基づき、実験室の管理及び使用を統括する。
 - 6 第2項第4号の委員は、生命環境科学研究科長の推薦により学長が任命する。
 - 7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 8 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 9 運営委員会の運営は、別に定める共同実験室運営細則によるものとする。
(放射線障害予防小委員会)

第11条 放射線障害の防止の適切な実施を期するため、運営委員会に京都府立大学放射線障害予防小委員会（以下「予防小委員会」という。）を置く。

- 2 予防小委員会の運営等は、別に定める共同実験室運営細則によるものとする。
(業務従事者の登録)

第12条 管理区域に立ち入って作業を行う者は、一時的に立ち入る者及び放射線の量等の測定のため本学が立入りを認めた者を除き、業務従事者として登録された者でなければならない。

- 2 前項の登録の申請は、あらかじめその所属学部又は研究科の長の同意を得て、主任者に対し別に定める登録申請書により行うものとする。
- 3 前項の申請をした者は、第28条に定める健康診断及び第30条に定める教育及び訓練を受けなければならない。
- 4 主任者は、教育及び訓練を受けた者のうち健康診断の結果適当と認められる者について、業務従事者名簿に登録するものとする。
- 5 主任者は、登録された者の氏名を書面で室長に通知するとともに、それぞれの登録者に書面で、業務従事者として登録された旨通知するものとする。
- 6 前項の登録は、1年間に限り有効とする。

(取扱責任者)

第13条 共同実験室における非密封R Iの取扱いは、それぞれの作業ごとに1名の取扱責任者を定めて行うものとする。

- 2 取扱責任者は、専任教員で、かつ、業務従事者でなければならない。
- 3 取扱責任者は、別に定める共同実験室使用細則を遵守し、業務従事者に対し放射性同位元素等の取扱いについて適切な指示を与えるとともに、受入れ、払出し、使用、保管、廃棄及び運搬に関する記帳を、別に定める様式に従って行い、室長に報告しなければならない。

第3章 管理区域

(管理区域)

第14条 管理区域は、運営委員会の議を経て学長が指定する。

- 2 前項で指定する管理区域は、別に定める共同実験室使用細則による。
- 3 室長は、次の各号に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
 - (1) 第12条の規定により業務従事者として登録された者
 - (2) 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者
 - (3) 前2号以外で、法に基づく放射線の量の測定等を行うため本学が必要と認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第15条 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。また、出入口は常時施錠すること。
 - (2) 管理区域に立ち入るときは、立入記録簿に必要事項を記入すること。
 - (3) 放射線測定器を指定された位置に着用すること。ただし、一時立入者は、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのある場合に着用するものとする。
 - (4) 管理区域内においては、飲食、喫煙を行わないこと。
 - (5) 業務従事者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示及び施設の安全を確保するための指示に従うこと。
 - (6) 一時立入者は、主任者又は業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示及び施設の安全を確保するための指示に従うこと。
 - (7) 専用の作業衣、スリッパ、その他必要な防護具等を着用し、かつ、これらのものを着用したままで管理区域の外へ出ないこと。
 - (8) 放射性同位元素を体内摂取したとき又はそのおそれがあるときは、直ちに取扱責任者、室長、主任者のいずれかに連絡し、その指示に従うこと。
 - (9) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合には、取扱責任者は、室長、主任者のいずれかに連絡するとともに、直ちに除染のための措置を講ずること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 2 室長は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取扱いに関わる注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第4章 施設の維持及び管理

(巡視及び点検)

第16条 運営委員会は、法第13条の定めるところにより定期的に共同実験室の巡視及び点検を行わなければならない。巡視及び点検は、別表第2に掲げる放射線施

設の点検表により実施するものとする。なお、巡視及び点検の作業は、別に定めるR I施設点検要領に従い実施するものとする。

- 2 前項の巡視点検の結果は、その都度放射線施設点検記録簿として保管しなければならない。
- 3 運営委員会は、第1項の点検の結果に異常又は不備を認めたときは、遅滞なく修理等必要な措置を講じるとともに、その旨前項の放射線施設点検記録簿に記帳しなければならない。

(修理、改造)

第17条 運営委員会は、設備、機器等について修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、学長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

- 2 前項の修理、改造、除染等を終了したときは、運営委員会はその結果について学長に報告しなければならない。

第5章 使用

(放射性同位元素の使用等)

第18条 放射性同位元素を購入する場合は、あらかじめ主任者に届け出て、その指示に従わなければならない。

- 2 非密封R Iは、第10条第1項に定める共同実験室以外において、使用、貯蔵、保管又は廃棄してはならない。

第19条 非密封R Iを取り扱う者は、別に定める共同実験室使用細則を遵守しなければならない。

- 2 非密封R Iの使用に当たっては、取扱責任者は、あらかじめ別に定める様式により使用計画書を室長に提出し、主任者及び室長の承認を受けなければならない。

第6章 受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄

(受入れ、払出し、貯蔵及び保管)

第20条 取扱責任者は、主任者の指示に従い、次の各号に定めるR Iの受入れ、払出しを確認し、記録しなければならない。

- (1) 購入したR Iの受入れ
 - (2) 他事業所からのR Iの譲受
 - (3) 他事業所へのR Iの譲渡
 - (4) R Iの廃棄物の事業所外への出荷
- 2 非密封R Iの貯蔵又は保管に当たって、業務従事者は、主任者及び取扱責任者の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 非密封R Iは、所定の容器に入れ、指定の貯蔵室に貯蔵すること。

- (2) 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて非密封R Iを貯蔵しないこと。
- (3) 非密封R Iを貯蔵室に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿を使用する等、貯蔵室内に汚染が拡大しないような措置を講ずること。

第21条 室長は、貯蔵施設の目につき易い場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

(管理区域における運搬)

第22条 管理区域において非密封R Iを運搬しようとするときは、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(大学外における運搬)

第23条 放射性同位元素を大学外へ搬出するときは、あらかじめ主任者の許可を受け、内閣府令及び国土交通省令等で定める技術上の基準に従って必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第24条 非密封R Iの廃棄は、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、廃棄物保管室に保管廃棄する。
- (2) 動物体等の腐敗しやすい廃棄物は、凍結して保存し、乾燥させたうえ保管廃棄する。
- (3) 液体状の放射性廃棄物は、できるだけ固体状にして、第1号により処理をする。固体状に変化させることが困難な場合は、有機、無機の区分に従って所定の放射性廃液容器に収納し、保管廃棄する。
- (4) 気体状の放射性廃棄物の処理は、ドラフト内において酸又はアルカリによる吸収又は化合物とする等の方法により、できる限り固体状又は液体状の廃棄物とし、第1号及び前号に定めるところにより処理する。

第7章 測定

(放射線測定機器等の保守)

第25条 室長は、安全管理に関わる放射線測定機器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(作業環境の測定)

第26条 室長は、電離則第29条、第53条、第54条及び第55条の規定により、管理区域については、放射線の量を、また、R I作業室については、放射性同位元素による汚染の状況及び放射性同位元素の空气中濃度の測定を、別に定める作業環境測定要領に従って行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測

定器を使用して行わなければならない。

- 3 共同実験室に関する測定は、次の各号に従い行わなければならない。
 - (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の各部屋内並びにそれぞれの管理区域の境界及び本学の境界について行う。
 - (2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、R I 作業室、元焼却室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域の境界について行う。
 - (3) 測定は、1月を超えない期間ごとに1回行う。ただし、排気口及び排水口における測定は、別に定める作業環境測定要領による。
- 4 室長は、測定日時、測定箇所、測定をした者の氏名、放射線測定器の種類及び形式、測定方法並びに測定結果についての記録を5年間保存しなければならない。(個人被ばく線量の測定)

第27条 室長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次に掲げる事項に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を室長等に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由がある場合はこの限りでない。)にあっては腹部) について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか頭部及びけい部からなる部分、胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大腿部からなる部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部（女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を室長等に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由がある場合はこの限りでない。)にあっては腹部及び大腿部) からなる部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても行うこと。
- (6) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、主任者が一時立入者として認めた者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを越えるおそれのあるときに行うこと。

- (7) 次の項目について測定の結果を記録すること。
- ア 測定日時
 - イ 測定対象者の氏名
 - ウ 測定をした者の氏名
 - エ 放射線測定器の種類及び型式
 - オ 測定方法
 - カ 測定部位及び測定結果
- (8) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(本人の申し出等により室長等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間)及び4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
- (9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
- ア 算定年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 算定した者の氏名
 - エ 算定対象期間
 - オ 実効線量
 - カ 等価線量及び組織名
- (10) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(本人の申し出等により室長等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間)及び4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに行い記録すること。
- (11) 第9号の実効線量の算定の結果4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間を含む平成13年4月1日以降5年ごとに区分した5年間の累積実効線量を集計し、次の項目を記録する。
- ア 集計年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 集計した者の氏名
 - エ 集計対象期間
 - オ 累積実効線量
- (12) 第7号から前号までの記録については、記録の都度対象者に対してその写しを交付すること。
- 2 前項第7号から第11号までの記録は、室長が5年間保存した後は、随時放射線

被ばくに関する個人記録引渡記録簿に次に掲げる事項について記帳をした上で、原子力規制委員会及び厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すことができる。

- (1) 引渡年月日
 - (2) 記録の期間の年月日
 - (3) 対象者の氏名、性別及び生年月日
- 3 室長は、妊娠の事実を知ることとなった女子の業務従事者の腹部に受ける等価線量については、妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

第8章 健康診断

(健康診断)

第28条 学長は、電離則第56条の規定により業務従事者に対して次の各号に定めるところにより定期的に健康診断を実施し、電離則第57条に規定する電離放射線健康診断個人票に記録（以下「健康診断の記録」という。）しなければならない。

- (1) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
 - (2) 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行う。
 - (3) 検査又は検診は、次の項目について行う。ただし、管理区域に立ち入った後の健康診断にあつては、医師が必要と認める場合に行うこととする。
 - ア 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率の検査
 - イ 皮膚の検査
 - ウ 白内障に関する眼の検査
 - (4) 実施時期は、次のとおりとする。
 - ア 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
 - イ 管理区域に立ち入った後にあつては6月を超えない期間ごと。
- 2 学長は、業務従事者が次の各号の一に該当する場合、遅滞なくその者につき被ばくによる線量の測定及び健康診断を行い、その結果を記録しなければならない。
- (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合
 - (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
 - (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
 - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
- 3 前項第1号の場合にあつては、学長は、内部被ばくによる実効線量の測定を行い、前条第1項第7号に従って記録しなければならない。

- 4 第2項第2号及び第3号の場合にあっては、学長は、前条第1項第7号の項目に加え、汚染の状況についても記録しなければならない。
- 5 健康診断の記録は、学長が5年間保存した後は、随時、次に掲げる事項について放射線被ばくに関する個人記録引渡記録簿に記帳をした上で、原子力規制委員会及び厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すことができる。
- (1) 引渡年月日
 - (2) 記録の期間の年月日
 - (3) 対象者の氏名、性別及び生年月日
- 6 学長は、健康診断実施の都度、その記録の写しを受診者に交付する。
(放射線障害を受けた者に対する措置)

第29条 学長は、業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、主任者、室長及び医師と協議し、その程度に応じて管理区域への立入制限等健康の保持等に必要な措置を講じなければならない。

第9章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第30条 運営委員会は、放射性同位元素等の取扱等業務に従事する者及び管理区域に立ち入る者に対し、本規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

- 2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。
- (1) 実施時期は、次のとおりとする。
 - ア 業務従事者として登録する前
 - イ 管理区域に立ち入った後及び取扱等業務の開始後にあっては1年を超えない期間ごと
 - (2) 前号アについては、次に掲げる項目及び時間数について実施する。

ア 放射線の人体に与える影響	30分以上
イ 放射性同位元素等の安全取扱い	4時間以上
ウ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令	1時間以上
エ 放射線障害予防規程	30分以上
 - (3) 第1号イについては、次に掲げる項目について実施する。
 - ア 放射線の人体に与える影響
 - イ 放射性同位元素等の安全取扱い
 - ウ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令
 - エ 放射線障害予防規程
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号（エを除く。）及び第3号に掲げる実施

項目に関して十分な知識及び技能を有すると認められる次の各号に定める者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。

- (1) 放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を本学以外の事業所において受けてから1年未満の者
 - (2) 第一種放射線取扱主任者の免状を有する者
 - (3) その他予防小委員会が認めた者
- 4 前項各号に該当する者の教育及び訓練の一部省略の申請は、別に定める様式により主任者を通じて予防小委員会に提出するものとする。
- 5 見学者等管理区域への一時立入りを認める場合は、主任者は、その者に対し放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

第10章 記帳及び記録の保管

(記録の保存)

第31条 法令に定められた受入れ、払出し、使用、保管、廃棄、運搬、施設点検並びに教育及び訓練の記録を行う帳簿の記帳は、別に定める様式に従って行うものとする。

- 2 施設の定期点検に関する記録は、別表第2の放射線施設の点検表により行うものとする。
- 3 第1項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、室長が5年間保存しなければならない。

第11章 報告等

(危険時の措置)

第32条 地震、火災その他の災害により、共同実験室に危険が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の各号に掲げる手順に従って臨機の措置をとるものとする。

- (1) 緊急の事態を発見した者及び通報を受けた者は、別表第3に掲げる連絡網に従い適切な通報・連絡を行うこと。
 - (2) 室長及び主任者は、状況を判断して、次に定める応急の措置をとること。
 - ア 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、付近にいる者に避難するよう警告すること。
 - イ 放射性同位元素を他の場所に移す余裕のあるときは、これを安全な場所に移し、その周囲に縄等を張り、標識をつけて見張人を置き、関係者以外の立入りを禁止すること。
 - ウ 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその広がり防止及び除去を行うこと。
- 2 学長は、前項の事態が生じた場合には、法施行規則第29条第3項の規定により

遅滞なく原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 次に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに室長、主任者及び管理課長に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じたとき。
- (2) 放射性同位元素等が異常に漏えいしたとき。
- (3) 業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

4 学長は、前項の事態について確認した場合には、法施行規則第39条第1項の規定により直ちにその旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第33条 室長及び主任者は、地震・火災等の災害が起こった場合には、共同実験室の点検を行い、その結果を学長に報告しなければならない。ただし、地震においては、震度4以上を目安に点検を行うものとする。

2 前項の点検は、第16条で定める点検表により行うものとする。

(定期報告義務)

第34条 主任者は、年度当初において、前年度（前年4月1日より当該年3月31日まで）における巡視点検の結果等、放射線管理の状況を別に定める様式により遅滞なく学長に報告するものとする。

2 学長は、毎年6月30日までに、前年度（前年4月1日より当該年3月31日まで）における放射性同位元素の受入れ及び払出し並びに第16条に定める放射線施設点検記録簿に基づく施設管理等の放射線管理の状況を法施行規則第39条第3項の規定により原子力規制委員会に報告しなければならない。

(取扱いの制限等)

第35条 主任者は、業務従事者が法及び電離則並びにこの規程に著しく違反し、又はそのおそれのあるときは、運営委員会に報告するものとする。

2 運営委員会は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、その者の放射性同位元素等の取扱い及び管理区域への立入りの制限又は禁止その他必要な措置について学長に具申するものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

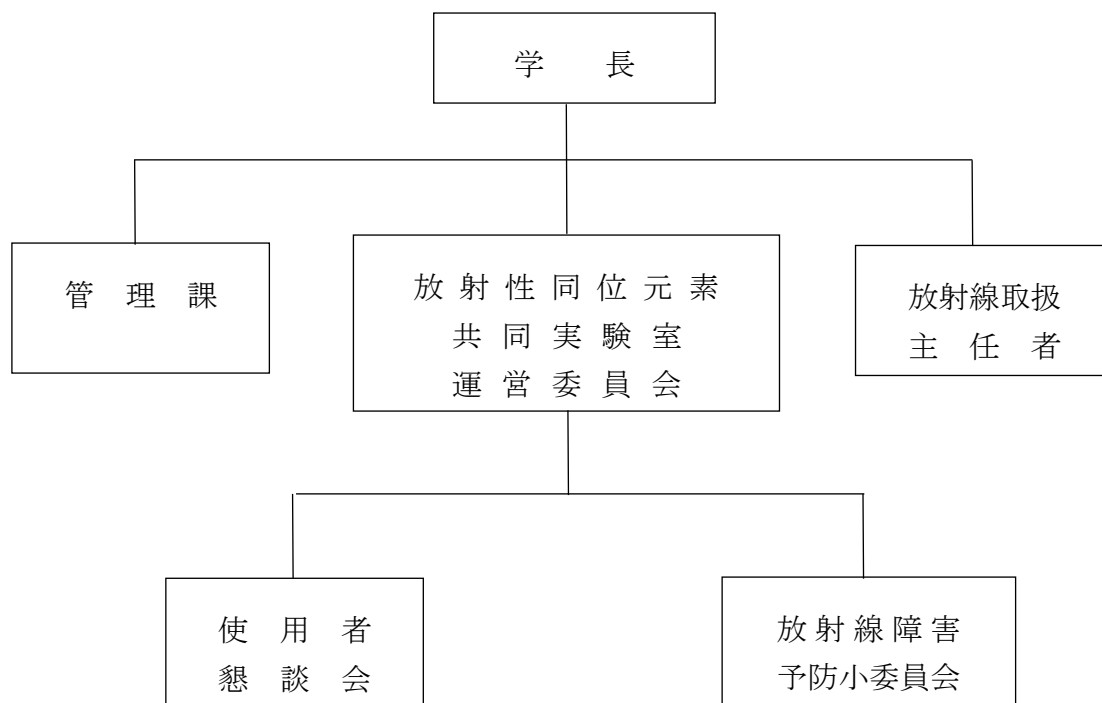
附 則

この規程は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月11日から施行する。

別表第1（第6条関係）



別表第2（第16条、第31条関係）

放射線施設の点検表

点検項目	点検細目等	点検の 最低頻度 (回/年度)
非密封放射性同位元素取扱施設		
1) 位置等 地崩れ、浸水のおそれ 周囲の状況	大学内外の地形、 大学の境界、学内の人の居住区域等の状況	1
2) 主要構造部等	使用・廃棄施設は耐火構造又は不燃材料造り、貯蔵施設は耐火構造	1
3) 遮蔽等 共同実験室内の人の常時立ち入る場所、管理区域の境界 大学の境界及び学内の人の居住区域	遮蔽物の破損、欠落等の状況。これらの場所について限度値以下の線量	2
4) 管理区域 区画物 標識等	区画物の状況（設置と破損） 標識の設置、破損・褪色の状況 注意事項掲示の状況（内容、位置等）	2
5) 汚染検査室 位置等 構造	設置位置の状況 床、壁等の突起、くぼみの状況（目地等の有無、破損、剥離）	1 2
表面材料	表面材料の状況	1
洗浄設備	設置及び給排水の状況	2
除染器材	設置の状況	4

更衣設備	設置の状況	4
測定器	設置及び作動の状態	4
標識	「汚染検査室」標識の設置、破損・褪色の状況	2
6) 作業室		
構造	床、壁等の突起、くぼみの状況（目地等の有無、破損、剥離）	2
表面材料	表面材料の状況	1
フード	排気設備への連結の状況	4
流し	流し等の破損、漏水等の状況	2
換気	低レベル側から高レベル側へ適切な風量で排気されている状況	4
標識	「放射性同位元素使用室」標識の設置、破損・褪色の状況	2
7) 貯蔵室		
構造	主要構造部等の耐火構造、開口部の甲種防火戸、扉の施錠の状況	1
表面材料	表面材料の状況	1
換気	低レベル側から高レベル側へ適切な風量で排気されている状況	4
標識	「貯蔵室」標識の設置、破損・褪色の状況	2
8) 排気設備		
排風機	性能、作動の状況	4
排気浄化装置	フィルタ等の状況、破損、漏れ等の状況	4
排気管	破損、漏れ等の状況	4
汚染空気の広がり防止装置	ダンパー等の作動の状況	4
排気口	破損、周囲の状況	4
標識	「排気設備」、「排気管」標識の設置、破損・褪色の状況	2
9) 排水設備		
排水浄化槽	性能、作動の状況	4
廃液処理装置	性能等の状況、破損、漏れ等の状況	4
配水管	破損、漏れ等の状況	2
標識	「排水設備」「配水管」標識の設置、破損・褪色の状況	2

10) 保管廃棄設備 位置等 保管廃棄容器 標識	外部との区画、閉鎖の設備の状況 耐火性、受け皿等の状況 「保管廃棄設備」「保管廃棄容器」標識の 設置、破損・褪色の状況	1 4
11) 元焼却室 位置等 標識	排気設備、排水設備等の設置の状況 標識の設置、破損・褪色の状況	2 2

別表第3 (第32条関係)

